

秋田市上下水道局事後審査型条件付一般競争入札実施要領

〔平成23年9月15日〕
上下水道事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市上下水道局が発注する建物等施設の修繕、物品の購入、業務委託等（以下「案件」という。）について、入札参加者の申請手続等の負担を軽減し、入札への参加機会の確保および入札・契約事務の効率化を目的に、「事後審査型条件付一般競争入札」（以下「事後審査型入札」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする案件)

第2条 事後審査型入札の対象となる案件（以下「対象案件」という。）は、次の各号に掲げる案件の区分に応じ、当該各号に定める設計金額（消費税および地方消費税の額を含む。）を超えるものとする。

- (1) 業務委託 50万円
- (2) 建物等施設の修繕 50万円
- (3) 物品等の購入および製造の請負 50万円
- (4) 物品の賃借 40万円（年額換算）
- (5) 財産の売払い 30万円

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる案件は、事後審査型入札の対象としないものとする。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 専門性を要する理由等により、履行者が限定されるもの
- (3) その他事後審査型入札で契約することが適当でないと認められるもの

(入札参加資格)

第3条 事後審査型入札に参加する者は、秋田市総務部契約課に建設工事の入札参加資格審査申請書を提出し登録されている者、測量・建設コンサルタントの入札参加資格審査申請書を提出し登録されている者、秋田

市物品業者登録名簿に登録されている者、又は秋田市庁舎清掃業者登録名簿に登録されている者で、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
 - (2) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (5) その他対象案件ごとに定める要件を満たすこと。
- 2 入札日までに対象案件ごとに定める参加資格を満たさなくなった者は、入札に参加できないものとする。
- 3 同一の入札について、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に1業者しか参加申し込みすることはできない。

（入札参加要件）

第4条 前条第1項第5号の要件（以下「入札参加要件」という。）を定めようとするときは、あらかじめ秋田市上下水道局工事等請負業者選定審議部会の了承を得るものとする。

（入札の公表）

第5条 事後審査型入札により業務を発注する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加要件
- (2) 業務名称、履行場所、履行期間および設計図書等
- (3) 入札参加申込手続
- (4) 受付期間
- (5) 入札執行日時、場所および契約予定日
- (6) その他必要な事項

2 前項に掲げる事項は、秋田市上下水道局ホームページに掲載するものとする。

(入札参加申込等)

第6条 事後審査型入札に参加しようとする者は、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書」(様式1)を受付期間内に管理者に提出しなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札を辞退する場合は、入札執行日の前日までに「入札参加辞退届」(様式6)を入札担当課へ提出しなければならない。

2 入札執行中にある場合は、前項の「入札参加辞退届」又はその旨を明記した入札書を、開札までに入札執行者に提出しなければならない。

(入札保証金)

第8条 事後審査型入札における入札保証金は、免除するものとする。

(入札の方法)

第9条 入札は、指定した入札会場において入札書により行うものとする。

(落札候補者の決定)

第10条 落札候補者は、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

2 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札候補者順位を決定する。

(入札参加資格確認書類の提出)

第11条 前条に規定する落札候補者の入札参加資格を確認するため、落札候補者を決定した日又は翌日(閉庁日を含まない。)に、入札参加資格確認書類(以下「確認書類」という。)の全部又は一部の提出を求めるものとする。

2 落札候補者が、前項に規定する提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とし、予定価格の制限の範囲内で、当該最高価格に次いで高い価格又は当該最低価格に次いで低い価

格で応札した者から、順次、落札候補者とする。

3 確認書類は、次に掲げるものとする。ただし、第2号から第5号までに掲げる確認書類については、対象案件ごとに定める要件に従い提出するものとする。

(1) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

(2) 業務履行実績調書（様式3）および契約書等の写し

(3) 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し

(4) 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

(5) その他管理者が特に必要と認めるもの

（入札参加資格の審査および落札者の決定）

第12条 入札参加資格の審査は、落札候補者から提出のあった確認書類を審査し、入札参加資格を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。

2 前項による落札者がいない場合は、予定価格の制限の範囲内で、当該最高価格に次いで高い価格又は当該最低価格に次いで低い価格で応札した者から、順次、前項による審査を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

3 落札者を決定したときは、秋田市上下水道局ホームページにその旨を掲載するものとする。

4 第1項の審査において入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格審査結果通知書（様式7）により通知するものとする。

（契約の保証）

第13条 測量・建設コンサルタント等の委託業務および契約金額が300万円以上の修繕請負業務の落札者は、契約の締結と同時に次の表に掲げる保証のうちいずれかを付さなければならない（請負代金額の10分の1以上の金額を保証）。ただし、管理者が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

保証	対象案件	測量・建設コンサル タント等の委託	契約金額が300万 円以上の修繕

	業務	
(1) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関の保証	○	○
(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（東日本建設業保証株式会社）の保証		○
(3) 現金での契約保証金の納付	○	○
(4) 公共工事履行保証証券による保証	○	○
(5) 履行保証保険契約の締結	○	○
(6) 完成保証人	○	

備考

(1) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関の保証に関して、提出された保証書は、完成後、保証書に係る領収書の提出を受けて返却する。

(2) 現金で納入された契約保証金は、完成後、請負業者の指定口座へ返金する。

(参加申請書および確認書類等)

第14条 参加申請書および確認書類等（以下「申請書等」という。）について、特に必要があると認めた場合には、管理者は説明を求めることができるものとする。

2 申請書等にかかる費用は、入札参加申請者の負担とし、提出後の書類は返却しないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、事後審査型入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。